

国指定大野原島鳥獸保護区  
大野原島特別保護地区  
指定計画書（案）

平成22年 月 日  
環 境 省

## 1 特別保護地区の概要

### (1) 特別保護地区の名称

大野原島特別保護地区

### (2) 特別保護地区の区域

東京都三宅島三宅村大野原島の区域

### (3) 特別保護地区の存続期間

平成22年11月1日から平成42年10月31日（20年間）

### (4) 特別保護地区の指定区分

集団繁殖地の保護区

### (5) 特別保護地区の指定目的

当該区域は、東京都の南南西約180キロメートルの海上に位置する三宅島の南西約10キロメートルにある大野原島全域である。

大野原島は、子安根、青根、大根、海老根、平根、間角根など多くの岩礁の総称であり、無人島である。岩礁は、東西約800メートル、南北約600メートルの約30ヘクタールの海域に分布している。このうち最も大きな岩礁は、標高約114メートルの子安根である。

多くの岩礁は切り立った浸食された岩で、植生は急傾斜地にスゲの仲間やその他の草本類が生育しているのみである。岩の割れ目や隙間などにおいて、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧Ⅱ類のカンムリウミスズメの集団繁殖が確認されている。

このように、当該区域はカンムリウミスズメの集団繁殖地として本鳥獣保護区の中でも特に重要であることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域において集団で繁殖する鳥類の繁殖地及び生息地の保護を図るものである。

## 2 特別保護地区の保護に関する指針

### 保護管理方針

- 1) 当該区域は無人島のため、集団繁殖地の環境は現状のまま保全することを基本とするが、関係機関等と連携協力した鳥類のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥類の生息状況、鳥類を捕食する可能性のあるネズミ類や侵略的外来種の侵入の有無、鳥類の生息に悪影響を及ぼすごみの散乱状況等の把握に努める。
- 2) 鳥類の生息に悪影響を及ぼす環境変化が発生した場合には、早期に適確な対応ができるよう努め、必要に応じて保全対策を講じる。

3) 海鳥等の生息・繁殖環境を適切に保持するため、関係地方公共団体、関係機関等と連携協力し、観光利用者等への普及啓発活動に取り組む。

3 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積  
総面積 8ha

内訳

ア 形態別内訳

|     |      |
|-----|------|
| 林 野 | — ha |
| 農耕地 | — ha |
| 水 面 | — ha |
| その他 | 8 ha |

イ 所有者別内訳

|     |      |
|-----|------|
| 国有地 | — ha |
| 村有地 | 8 ha |

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

|                        |      |
|------------------------|------|
| 自然公園法による地域（富士箱根伊豆国立公園） | 8 ha |
| 特別保護地区                 | 8 ha |

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 特別保護地区の位置

当該区域は、東京から南南西約 180km の海上に位置する三宅島の南西約 10km にある大野原島である。

イ 地形、地質等

大野原島は、海底火山の頂部により形成され、安山岩の切り立った多くの岩礁からなる。最大の岩礁は子安根で、周囲の海岸線は、船から上陸できない岩礁や標高約 114m の切り立った岸壁である。

ウ 植物相の概要

大野原島の多くは浸食された切り立った岩礁で、植生は斜面にスゲ類等の草本類が生育するのみであるが、詳細な植生調査は行われていない。

エ 動物相の概要

大野原島の動物相全般に関する正式な記録は少なく詳細は不明である。

鳥類については、カンムリウミスズメが集団で繁殖している以外には、ウミネコ、ハヤブサ、ハシブトガラスなどが定着又は三宅島から飛来する。平成 21 年に財団法人日本野鳥の会によって実施された調査では、最大の岩礁である子安根でカンムリウミスズメの複数の営巣が確認された。

哺乳類やは虫類の生息に関する記録はない。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり（鳥獣保護区に同じ）。

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

ア 被害の報告

被害の報告はない。

イ 有害鳥獣捕獲の実績

有害鳥獣捕獲の実績はない。

5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項

当該区域において、法律第 32 条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

6 施設整備に関する事項

- |            |     |
|------------|-----|
| ①鳥獣保護区用制札  | 1 本 |
| ②特別保護地区用制札 | 1 本 |